

練馬区会計管理室設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月9日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第73号

練馬区会計管理室設置規則の一部を改正する規則

練馬区会計管理室設置規則（平成19年6月練馬区規則第74号）の一部をつぎのように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号のつぎにつぎの1号を加える。

(2) 会計電算調整担当係長

第5条の表出納係の部のつぎにつぎのように加える。

会計電算調整担当係長

- 1 公金収納その他会計処理に係るDXの推進に関すること。
- 2 会計事務に係る財務会計システム等の改善および調整に関すること。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。